

企画競争説明書

業務名称：ソロモン国ソロモン諸島におけるインターロッキングブロック舗装導入プロジェクト

調達管理番号：22a00634

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月9日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月9日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ソロモン国ソロモン諸島におけるインターロッキングブロック舗装導入プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年1月 ～ 2025年2月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
社会基盤部運輸交通グループ第1チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月15日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月15日 12時
3	質問への回答	2022年11月18日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年11月25日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年12月8日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ

さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。
（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ソロモン国ソロモン諸島におけるインターロッキングブロック舗装導入プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ソロモン諸島国は、全国交通計画（National Transport Plan）において、2030年までに全国1,502kmの道路、377橋梁、81埠頭を改修すると共に、それらの維持管理が行える体制構築を計画している。財政面では、2009年に全国交通基金（National Transport Fund、以下「NTF」という。）を設立し、港湾、空港、道路等の交通施設を対象として、維持管理・改修を進め円滑で安全な交通網確保を目指している。

インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development）の交通アセットマネジメントシステム（Solomon Islands Transport Asset Management System）によると、ガダルカナル島における道路舗装状況はPoor/Very Poorが41%（232km）を占める。道路舗装状況が悪い要因の一つは、加熱アスファルトと砕石による簡易舗装を採用していることにある。石油製品を産しないソロモン諸島国において、アスファルト舗装用の材料は輸入に頼っており、アスファルト材の価格が高止まりしていることや、施工機材と技能労働者確保の制約から、年間の施工可能延長が限られている。

これらの課題を解決するため、大規模な専用機械や特殊材料を使用せず、西アフリカ諸国などでは重交通の通行にも供しているインターロッキングブロックによる舗装技術を導入し、同技術を標準工法として確立し、NTF等の現地政府資金により、主要幹線を除く全国の2次・3次道路を整備することが強く期待されている。

インターロッキングブロック舗装は路側端部に簡易なセメントコンクリート端部処理を行うため抵抗性が確保出来る等の利点がある。インターロッキングブロック舗装に必要な材料はセメントを除いて現地産であり、施工も労働集約型の事業であることから、地域住民を労働者として雇用することにより、若者や女性の定期的な就業機会を創出することも可能である。

2022年2月に終了した「ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト」（以下「マスタープラン調査」という。）で市内の約100mの区間でパイロットプロジェクトとして施工したが、関係者にも周知されており、評判も良い。このようなことから、インターロッキングブロック舗装の展開、普及のための技術協力の要請があった。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 上位目標：

ソロモン諸島の幹線道路を除く道路で、インターロッキングブロック舗装による道路改修または新設道路の整備が進む。

(2) プロジェクト目標：

道路舗装を担うインフラ開発省がインターロッキングブロック舗装を標準舗装工法の一つとして採用し、これを進めるための計画、設計、品質管理、施工監理方法を習得する。

(3) 成果

成果1：ソロモン諸島におけるインターロッキングブロック舗装技術が確立される。

成果2：インターロッキングブロック製造技術が確立される。

成果3：インフラ開発省がインターロッキングブロック舗装を進めるための能力体制を確立する。

(4) 活動

成果1：ソロモン諸島国におけるインターロッキングブロック舗装技術が確立される。

活動1-1：一定の交通量を有する道路におけるインターロッキングブロック舗装のための路床、路盤、排水施設を含む標準設計の検討

活動1-2：インターロッキングブロック舗装のための標準施工法の検討

活動1-3：これらの標準設計、施工方法を確認するための試験施工実施

活動1-4：試験施工結果を受けたインターロッキングブロック舗装の標準設計、施工方法の確立

活動1-5：補修方法の確立

活動1-6：施工指導員育成のための研修内容の確立

成果2：インターロッキングブロック製造技術が確立される。

活動2-1：インターロッキングブロックの強度試験を含めた規格の検討とその確立

活動2-2：ブロック製造業者育成のための教材作成を含めた指導方法の確立

成果3：インフラ開発省がインターロッキングブロック舗装を進めるための能力と体制を確立する。

活動3-1：インターロッキングブロック製造の品質管理能力の確保と製造指導体制の確立

活動3-2：インターロッキングブロック舗装計画能力の向上

活動3-3：インターロッキングブロック舗装設計能力の向上

活動3-4：インターロッキングブロック舗装発注業務迅速化の検討

活動3-5：施工監理能力の向上

活動3-6：工事における安全・衛生管理能力の向上

(5) 対象地域

ホニアラ市、マライタ州アウキ周辺

(6) 関係官庁・機関

インフラ開発省Ministry of Infrastructure Development (以下「MID」という。)

第4条 業務の目的

ソロモン諸島国におけるインターロッキングブロック舗装導入に関し、「第3条 プロジェクトの概要」に示す活動を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

また、受注者は本業務実施にあたり、業務の目的がソロモン諸島国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分に配慮して業務を実施することが求められる。

受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ソロモン諸島国側関係者に説明、協議の上、提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) ソロモン側のプロジェクト実施体制

実施機関であるMIDは、計画・オペレーション&メンテナンス部、研修部、材料試験場が中心となる。

(2) C/Pのオーナーシップの確保

本業務は、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pのインターロッキングブロック舗装導入に関する能力を向上させるかが最も重要である。

このため、受注者は全ての活動において、ソロモン側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫する。加えて、C/Pの課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P内での理解促進を図ることやMID発注工事の受注会社と面談を行い、必要に応じて次回派遣時までの課題を設定するなどよりノウハウが定着するような工夫を行う。

(3) プロジェクトの持続性

プロジェクト成果の持続性を確保するため、また限られた投入の中でソロモン側の実施体制に配慮して無理のない成果内容とすることも重要である。具体的には指導方法の確立においては、教材作成を含めて支障のない範囲でソロモン側にとって負担の少ない、また簡易な方法を検討する必要がある。

(4) 同国における施工事例

第2条で記載のとおり、2022年2月に終了したマスタープラン調査において試験

施工をホニアラ市内の約100mの区間で行っている。また、インドネシアの援助で建設された体育館の周囲にもインターロッキングブロック舗装が採用されている。またホニアラ港にもインターロッキングブロック舗装が一部の箇所を導入されている。これらの施工事例も参考にして本業務を進める。

(5) 試験施工

本業務の中で、3か所で試験施工を行う。試験施工の目的としては、MIDの構内において供用中の道路で試験施工を行う前に基本資料を得るため、またMIDカウンターパートの知見を深めるために行う。

この成果をレビューした上でホニアラ市の日交通量500台程度の道路、マライタ島では200台程度の交通量の道路を対象に試験施工を行う。それぞれの施工区間は約100mを目途とする。

(6) 成果3のための活動

成果3に係る活動は、成果1および成果2の個々の活動と密接な関係がある。このため、特に成果1での試験施工と、成果2の活動の際にはMIDの能力強化に十分配慮する。

(7) 事業の広報、ドナーへの紹介

インターロッキングブロック舗装を導入促進する上で、本業務の成果を国民およびドナー関係者に周知することが重要になるので、MIDの協力を得てその広報及び最後にその成果を紹介するセミナーを開催する。

セミナー開催に際しては、プロジェクト成果の周辺諸国への遠隔による紹介も検討する。

第7条 業務の内容

全体に係る活動

(1) 業務計画書とワークプラン

要請書や関連資料の分析・検討を行い、業務の全体像を把握する。そして、日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、業務実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までに業務計画書をもとにワークプラン案を作成し発注者と共有する。

現地での業務開始後にワークプラン案をC/P機関の関係者に説明し、業務の全体像を共有した上でその内容について協議を行い、必要に応じてこれを修正した上でC/P等と合意し、ワークプランを確定する。

(2) プロジェクト成果の広報

国民や援助関係者に向けた本業務の成果を広報する。成果の紹介の一つとしてプロジェクト終了時にセミナーを開催する。

(3) 業務完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。業務完了報告書の内容についてはC/P等に説明し合意を得る。

業務完了報告書のCD-Rには作成するマニュアル、教材を含めた内容とする。

成果1に係る活動

- (4) 一定の交通量を有する道路におけるインターロッキングブロック舗装のための路床、路盤、排水施設を含む標準設計の検討（活動1-1）
一定の交通量としてホニアラ市内で日交通量500台、マライタ島で日交通量200台程度の道路を前提に、インターロッキングブロック舗装を行う上で必要となる路床、路盤、排水施設を含めた標準設計の検討を行う。
- (5) インターロッキングブロック舗装のための標準施工法の検討（活動1-2）
標準設計を受けて標準施工法を検討する。特に路床、路盤整備時の平坦性確保に留意する。また、珊瑚由来の路盤材の使用が想定されるが、セメントによる安定処理の必要性を含めて検討する。
また施工方法について、地域での雇用創出にもつながり得ることから、地域住民が参画する方法についても配慮する。
- (6) これらの標準設計、施工方法を確認するための試験施工実施（活動1-3）
検討された標準設計、施工方法を確認するために、MID構内で試験施工を行い、標準設計、施工方法にフィードバックする。なお、この試験施工はMID職員、インターロッキングブロック（以下、ブロック）製造者に対する技術移転の場を兼ねる。
この結果を受けて、ホニアラ市内で日交通量500台程度の道路で、またマライタ島で日交通量200台程度の道路でそれぞれ100m程度の試験施工を行う。
供用中の道路での施工となることから、う回路の確保または片側交互施工等の対策についても留意する。
- (7) 試験施工結果を受けたインターロッキングブロック舗装標準設計、施工方法の確立（活動1-4）
試験施工結果を受けて、そのレビューを行い標準設計及び標準施工方法を確立し、マニュアルを作成する。
- (8) 補修方法の確立（活動1-5）
供用開始後に想定される補修を念頭に補修方法を確立する。その際にはマスタープラン調査で施工されたパイロットプロジェクトも事例として参考にする。補修方法は、マニュアルに反映する。
- (9) 施工指導員育成のための研修の確立（活動1-6）
施工を指導する指導員（業者を含む）を育成するための研修内容を立案し、必要な教材を作成する。資格認定制度の可能性についても検討する。

成果2に係る活動

- (10) インターロッキングブロックの強度試験を含めた規格の検討とその確立（活動2-1）

ブロックの規格について他事例、使用する道路での強度を考慮して検討する。その中では簡易な製造方法、材料となる海砂の影響に留意する。また、ブロック舗装に必要な縁石、側溝の製造についても規格を検討する。

またMIDで実施される強度試験手順を確立する¹。

- (11) ブロック製造業者育成のための教材作成を含めた指導方法の確立（活動2-2）
ブロック製造業者育成のための教材を作成し、指導方法を検討し確立する。

成果3に係る活動

- (12) インターロッキングブロック製造の品質管理能力の確保と製造指導體制の確立（活動3-1）

活動2-1で定めたブロックの規格を維持するための品質管理能力の確保と活動2-2の指導方法に基づいた製造指導體制をMIDに確立する。

- (13) インターロッキングブロック舗装計画能力の向上（活動3-2）

MIDのインターロッキングブロック舗装計画能力の確保とその向上を図る。今後全土でインターロッキングブロック舗装を展開していくための計画、提言を行う。

- (14) インターロッキングブロック舗装設計能力の向上（活動3-3）

活動1-4で確立したインターロッキングブロック舗装設計に係る能力のMIDの実施能力とその向上を図る。

- (15) インターロッキングブロック舗装発注業務迅速化の検討（活動3-4）

今後のインターロッキングブロック舗装導入促進のために、MIDにおけるインターロッキングブロック舗装工事業務の発注迅速化のための検討を行い、マニュアルに加える。

- (16) 施工監理能力の向上（活動3-5）

MIDの施工監理能力の向上を図るための技術移転を行い、必要な点をマニュアルに加える。

- (17) 工事における安全・衛生管理能力の向上（活動3-6）

インターロッキングブロック舗装では地元住民を動員して行うことも想定されることから、工事中の安全・衛生管理が強く求められる。このためソロモンにおける関連法規も参考に工事における安全・衛生管理能力の向上について検討し、マニュアルに加える。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終報告書は業

¹ MIDの試験機材は強度試験に使用できる。

務完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	業務開始時	和文 2 部
ワークプラン	現地業務開始時	英文20部
現地業務進捗報告書 ²	現地業務中間時 (2024年1月頃)	和文 2 部
業務完了報告書	業務終了時	和文 5 部 英文 5 部 CD-R和文 3 枚 CD-R英文 5 枚

業務完了報告書については製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の活動に関連する英文のマニュアル、教材を作成の上、業務完了報告書に添付して提出する³。

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

² 「第3章 プロポーザルに係る留意事項 2. 業務実施上の条件（7）前払い及び部分払い」で必要となる中間成果品として現地業務進捗報告書を設定する。

³ 作成するマニュアル、教材についてはプロポーザルで提案する。含まれる内容は以下のとおり。
活動1-4、活動1-5、活動1-6、活動2-1、活動2-2、活動3-4、活動3-5、活動3-6

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	作成するマニュアルと教材の種類、内容	第7条 業務の内容 (7)～(9) : 活動1-4、活動1-5、活動1-6 (10)～(11) : 活動2-1、活動2-2 (15)～(17) : 活動3-4、活動3-5、活動3-6

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：道路舗装またはインターロッキングブロック舗装

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／道路計画

➤ インターロッキングブロック舗装技術

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.40 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／道路計画】

- ① 類似業務経験の分野：道路舗装を含む道路計画
- ② 対象国及び類似地域：ソロモン諸島国及び全世界
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：インターロッキングブロック舗装】

- ① 類似業務経験の分野：道路舗装またはインターロッキングブロック舗装
- ② 対象国及び類似地域：ソロモン諸島国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2023年1月に開始し、2025年2月までの26ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。また、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる可能性があるが、現時点での想定としては2023年1月から現地渡航可能という想定で、プロポーザルを作成する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 20.00 人月（現地：18.50人月、国内1.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／道路計画（3号）
- ② インターロッキングブロック舗装技術（3号）
- ③ 道路設計／施工監理
- ④ インターロッキングブロック製造／品質管理
- ⑤ 労務管理／安全衛生管理
- ⑥ 認定制度／研修計画／広報

3) 渡航回数を目途 のべ13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人への再委託を認めます。

- 試験施工（活動1－3）

(4) 公開資料／配布資料等

1) 公開資料

- ホニアラ交通マスタープラン調査報告書（作成年月：2022年2月）
<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000047462.html>

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000047461.html>

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000047460.html>

- 【道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）】（作成年月：2019年4月）
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- 全世界 道路アセットマネジメント人材育成に関する基礎情報収集・確認調査報告書（作成年月：2019年4月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12340188.html
- 全世界 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査（作成年月：2020年9月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12341236.html
- 全世界 2020年度道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書（作成年月：2022年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12342382.pdf>
- 同 情報収集・確認調査報告書(参考資料)（作成年月：2022年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12342390.pdf>

2) 配布資料

- 本業務実施に際しての先方との確認文書（作成年月：2022年8月）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄現地語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、ソロモン諸島を管轄する JICA ソロモン支所、在ソロモン日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）
 - ①現地セミナー開催経費
 - ②MID 構内試験施工材料費
 - ③機材購入費
 - ④試験施工費

（2）定額計上について

特になし

（3）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（4）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ブリスベーン⇄ホニアラ（キャリア指定なし）

（5）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（6）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

以上

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>インターロッキングブロック 舗装技術</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	